



宮 崎 県 公 報

平成23年 9 月29日 (木曜日) 号外 第 71 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例

○執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例…………… (人事課) 2	○都市公園条例の一部を改正する条例…………… (都市計画課) 10
○公の施設に関する条例の一部を改正する条例… (行政経営課) 3	○都市計画法施行条例の一部を改正する条例… (“) 11
○宮崎県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 5	○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例…………… (建築住宅課) 12
○宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例…………… (港湾課) 9	○宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例…………… (企業局) 13
	○教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例…………… (教育庁) 13
	○宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例…………… (“) 21

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第30号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬について、現行の月額制を日額・月額併用制に改めるため、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成24年1月1日から施行することとしました。
- ◎ 公の施設に関する条例の一部を改正する条例 (条例第31号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
指定管理者の指定の手続について、緊急の場合等において公募によらない候補者の選定を可能とする等、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例 (条例第32号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例 (条例第33号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
指定管理者の指定の手続について、緊急の場合等において公募によらない候補者の選定を可能とする等、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 都市公園条例の一部を改正する条例 (条例第34号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
指定管理者の指定の手続について、緊急の場合等において公募によらない候補者の選定を可能とするため、所要の改正を行うこととしました。

- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 都市計画法施行条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 改正の理由及び主な内容
市街化調整区域の開発行為の許可の基準を追加するため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 改正の理由及び主な内容
指定管理者の指定の手続について、緊急の場合等において公募によらない候補者の選定を可能とするため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例（条例第37号）

- 1 改正の理由及び主な内容
指定管理者の指定の手続について、緊急の場合等において公募によらない候補者の選定を可能とするため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例（条例第38号）

- 1 改正の理由及び主な内容
指定管理者の指定の手続について、緊急の場合等において公募によらない候補者の選定を可能とする等、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例（条例第39号）

- 1 改正の理由及び主な内容
本県に避難してきた東日本大震災被災者への緊急的な就学支援等を実施するため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日等
この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用することとしました。

条 例

執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第30号

執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年宮崎県条例第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（報酬の額）	（報酬の額）
第2条 委員等（教育長の職を兼ねる教育委員会委員を除く。次条及び第4条において同じ。）の報酬の額は、別表に定める額とする。	第2条 委員等（教育長の職を兼ねる教育委員会委員を除く。以下この条、次条及び第4条において同じ。）の報酬の額は、別表に定める日額支給の報酬の額に同表の月額支給の報酬の額を合算して得た額とする。
	2 委員等が傷病等により月の初日から末日までの期間の全日数にわたりその職責を果たすことができないと認められるときは、月

別表 (第 2 条関係)

職名		報酬月額
非常勤の監査委員	議員のうちから選任される委員	134,000円
	識見を有する者のうちから選任される委員	208,000円
教育委員会委員	委員長	234,000円
	委員	183,000円
人事委員会委員	委員長	224,000円
	委員	183,000円
公安委員会委員	委員長	224,000円
	委員	183,000円
選挙管理委員会委員	委員長	183,000円
	委員	153,000円
労働委員会委員	会長	220,000円
	公益委員	183,000円
	労使委員	166,000円
海区漁業調整委員会委員	会長	64,000円
	委員	50,000円
内水面漁場管理委員会委員	会長	46,000円
	委員	33,000円
収用委員会委員	会長	99,000円
	委員	82,000円

額支給の報酬を支給しない。

別表 (第 2 条関係)

職名		報酬額	
		日額	月額
非常勤の監査委員	議員のうちから選任される委員	15,600円	67,000円
	識見を有する者のうちから選任される委員	19,500円	104,000円
教育委員会委員	委員長	19,500円	117,000円
	委員	15,600円	91,500円
人事委員会委員	委員長	19,500円	112,000円
	委員	15,600円	91,500円
公安委員会委員	委員長	19,500円	112,000円
	委員	15,600円	91,500円
選挙管理委員会委員	委員長	19,500円	91,500円
	委員	15,600円	76,500円
労働委員会委員	会長	19,500円	110,000円
	公益委員	15,600円	91,500円
	労使委員	15,600円	83,000円
海区漁業調整委員会委員	会長	19,500円	32,000円
	委員	15,600円	25,000円
内水面漁場管理委員会委員	会長	19,500円	23,000円
	委員	15,600円	16,500円
収用委員会委員	会長	19,500円	49,500円
	委員	15,600円	41,000円

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成24年1月1日から施行する。
(知事等の給与の特例に関する条例の一部改正)
- 知事等の給与の特例に関する条例(平成23年宮崎県条例第4号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬の額の特例)</p> <p><u>第5条 特例期間における執行機関としての委員会の委員(教育長の職を兼ねる教育委員会委員を除く。)又は委員の報酬の額は、執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年宮崎県条例第34号)第2条の規定にかかわらず、同条例別表に定める額から、その額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p> <p>第6条～第8条 [略]</p>	<p>第5条～第7条 [略]</p>

公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成23年9月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第31号

公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者が管理を行う公の施設)</p> <p><u>第10条 知事は、必要があると認めるときは、法第244条の2第3項の規定により、別表第3に掲げる公の施設の管理を法人その他</u></p>	<p>(指定管理者が管理を行う公の施設)</p> <p>第10条 知事は、必要があると認めるときは、法第244条の2第3項の規定により、別表第3に掲げる公の施設の管理を法人その他</p>

の団体で知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手續）

第10条の2 [略]

2 [略]

3 知事は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1)～(4) [略]

別表第1（第2条関係）

名 称	設置目的	位 置
[略]		
宮崎県宮崎家 畜保健衛生所	[略]	
[略]		
宮崎県延岡家 畜保健衛生所	[略]	延岡市大貫町4丁目2655番地 1
[略]		

別表第4（第10条の5関係）

施設	基準			
	区分	単位	金額	備考
宮崎県 青島青 少年自 然の家 宮崎県 むかば き青少 年自然 の家 宮崎県 御池青 少年自 然の家	[略]			
宮崎県 林業技 術セン	宿泊室	1人1泊に つき	1,020円以下	1 「1泊」 とは、午前 0時から翌

の団体（以下「団体」という。）で知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手續）

第10条の2 [略]

2 [略]

3 知事は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により内容の審査を行い、指定管理者の候補（以下「指定管理候補者」という。）を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1)～(4) [略]

（指定管理者の指定の手續の特例）

第10条の2の2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。

(1) 前条第1項に規定する申請がなかったとき、又は同条第3項の審査の結果指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。

(2) 指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

(3) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき。

(4) その他知事が特に必要と認めるとき。

2 知事は、前項の規定により指定管理候補者を選定する場合には、当該団体に対し、前条第1項に規定する書類の提出を求めるものとする。

別表第1（第2条関係）

名 称	設置目的	位 置
[略]		
宮崎県宮崎家 畜保健衛生所	[略]	
[略]		
宮崎県延岡家 畜保健衛生所	[略]	延岡市小野町4234番地
[略]		

別表第4（第10条の5関係）

施設	基準			
	区分	単位	金額	備考
宮崎県 青島青 少年自 然の家 宮崎県 むかば き青少 年自然 の家 宮崎県 御池青 少年自 然の家	[略]			
宮崎県 林業技 術セン	宿泊室	1人1泊に つき	1,020円以下	1 「1泊」 とは、午前 0時から翌

	ター 日の午後12時までの範囲内において当該施設を利用し、宿泊することをいう。 2 学校教育 法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者は、無料とする。
[略]	[略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第32号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 [略] 第2章 普通税 第1節～第3節 [略] 第4節 県たばこ税(第42条の3・ <u>第42条の4</u>) 第5節 [略] 第6節 自動車取得税(第53条- <u>第55条</u>) 第6節の2～第10節 [略] 第3章・第4章 [略] 附則 (県税・総務事務所の長に対する知事の権限の委任) 第3条 [略] 2～4 [略]	目次 第1章 [略] 第2章 普通税 第1節～第3節 [略] 第4節 県たばこ税(第42条の3 - <u>第42条の5</u>) 第5節 [略] 第6節 自動車取得税(第53条- <u>第55条の2</u>) 第6節の2～第10節 [略] 第3章・第4章 [略] 附則 (県税・総務事務所の長に対する知事の権限の委任) 第3条 [略] 2～4 [略] <u>5 知事は、法第48条第3項の規定により徴収の引継ぎを受ける県民税及び市町村民税に係る徴収金の徴収に関する事務については、第1項の規定にかかわらず、徴収金を納付し、又は納入すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地を所轄する県税・総務事務所の長に委任することができる。</u> 6 [略] (県税の納税管理人に係る不申告に関する過料) 第21条 徴収金の納付又は納入義務者が法第29条、第72条の9、第73条の10、第79条、第157条及び第190条並びに第745条第1項において準用する第355条の規定によって申告すべき納税管理人
5 [略] (県税の納税管理人に係る不申告に関する過料) 第21条 徴収金の納付又は納入義務者が法第29条、第72条の9、第73条の10、第79条、第157条及び第190条並びに第745条第1項において準用する第355条の規定によって申告すべき納税管理人	5 [略] (県税の納税管理人に係る不申告に関する過料) 第21条 徴収金の納付又は納入義務者が法第29条、第72条の9、第73条の10、第79条、第157条及び第190条並びに第745条第1項において準用する第355条の規定によって申告すべき納税管理人

について、正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

(災害等による期限の延長)

第22条 知事は、災害その他やむを得ない理由（以下本条において「災害等」という。）により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、当該行為をすべき者の申請により、その災害等がやんだ日から2月を超えない範囲内において当該期限の延長をするものとする。この場合、県内の全域又は一部の地域に災害等があった場合においては、当該行為をすべき者の申請によらず、知事が当該地域を指定し、当該期限の延長をするものとする。

(個人の事業税に係る不申告等に関する過料)

第35条 個人の行う事業に対する事業税の納税義務者が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

(不動産の取得に係る不申告等に関する過料)

第39条 不動産の取得者が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

(市街地再開発組合等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第41条の4 法第73条の27の4第2項、第4項、第6項、第8項、第10項又は第12項において準用する法第73条の27の3第2項に規定する申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定による当該不動産の取得に係る申告書を提出する際、併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(事業協同組合等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第41条の5 法第73条の27の5第2項の規定による申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せて知事に提出しなければならない。

(1) 納税者の住所及び名称

(2) 取得した不動産が土地である場合には、土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 取得した不動産が家屋である場合には、家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(4) 不動産の取得年月日

(5) 不動産を組員又は所属員に譲渡する予定年月日

(6) 前各号に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項

(農地保有合理化促進事業に係る農地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第41条の6 法第73条の27の6第2項の規定において準用する法第73条の27の5第2項に規定する申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定による当該不動産の取得に係る申告書を提出する際、併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(土地改良区等の換地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

について、正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(災害等による期限の延長)

第22条 知事は、災害その他やむを得ない理由（以下この条において「災害等」という。）により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、当該行為をすべき者の申請により、その災害等がやんだ日から2月を超えない範囲内において当該期限の延長をするものとする。ただし、災害等が広範囲にわたる場合においては、当該行為をすべき者の申請によらず、知事が当該地域を指定し、当該期限を延長することができる。

(個人の事業税に係る不申告等に関する過料)

第35条 個人の行う事業に対する事業税の納税義務者が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(不動産の取得に係る不申告等に関する過料)

第39条 不動産の取得者が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(再開発会社の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第41条の4 法第73条の27の4第2項において準用する法第73条の27の3第2項に規定する申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定による当該不動産の取得に係る申告書を提出する際、併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(農地保有合理化法人等の農地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第41条の5 法第73条の27の5第2項に規定する申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定による当該不動産の取得に係る申告書を提出する際、併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(土地改良区等の換地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第41条の7 法第73条の27の7第3項において準用する法第73条の27の3第2項の規定による申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(外国人留学生の寄宿舍の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第41条の8 法第73条の27の8第2項において準用する法第73条の27の3第2項に規定する申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定による当該不動産の取得に係る申告書を提出する際、併せて知事に提出しなければならない。

(1) 納税者の住所及び名称

(2) 取得した不動産が土地である場合には、土地の所在、地番、地目及び地積並びに外国人留学生の寄宿舍の用に供する予定年月日

(3) 取得した不動産が家屋である場合には、家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに外国人留学生の寄宿舍の用に供する予定期間

(4) 不動産の取得年月日

(5) 前各号に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項

(農業生産法人の土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第41条の9 法第73条の27の9第2項において準用する法第73条の27の3第2項に規定する申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定による当該不動産の取得に係る申告書を提出する際、併せて知事に提出しなければならない。

(1) 納税者の住所及び名称

(2) 現物出資を行った者の住所及び氏名又は名称

(3) 土地の所在、地番、地目及び地積

(4) 現物出資を受けた年月日

(5) 農業の用に供する予定年月日

(6) 前各号に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項

(不動産取得税の徴収猶予の取消し)

第42条 知事は、法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項(第73条の27の4第2項、第4項、第6項、第8項、第10項及び第12項、第73条の27の7第3項、第73条の27の8第2項並びに第73条の27の9第2項において準用する場合を含む。)又は第73条の27の5第2項(第73条の27の6第2項において準用する場合を含む。)の規定によって不動産取得税について徴収猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その徴収猶予した税額の全部又は一部について、その徴収猶予を取り消し、直ちに徴収する。

(1) 法第73条の24第1項第1号若しくは第2項第1号、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第3項、第5項、第7項、第9項若しくは第11項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項、第73条の27の7第1項、第73条の27の8第1項又は第73条の27の9第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) [略]

(不動産取得税の充当)

第41条の6 法第73条の27の6第2項において準用する法第73条の27の3第2項に規定する申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(不動産取得税の徴収猶予の取消し)

第42条 知事は、法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項(第73条の27の4第2項及び第73条の27の6第2項において準用する場合を含む。)又は第73条の27の5第2項の規定によって不動産取得税について徴収猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その徴収猶予した税額の全部又は一部について、その徴収猶予を取り消し、直ちに徴収する。

(1) 法第73条の24第1項第1号若しくは第2項第1号、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項又は第73条の27の6第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) [略]

(不動産取得税の充当)

第42条の2 知事は、法第73条の2第7項、第73条の27第1項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第4項（第73条の27の4第2項、第4項、第6項、第8項、第10項及び第12項、第73条の27の7第3項、第73条の27の8第2項並びに第73条の27の9第2項において準用する場合を含む。）及び第73条の27の5第3項（第73条の27の6第2項において準用する場合を含む。）の規定により、不動産取得税額及びこれに係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

（県たばこ税の充当）

第42条の4 知事は、法第74条の14第2項の規定により県たばこ税額に相当する金額を還付する場合において、還付を受ける申告納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき金額をこれに充当する。

（ゴルフ場利用税の税率の特例）

第45条 [略]

(1) [略]

(2) スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第6条第1項に規定する国民体育大会及び同大会の予選会に準じて取り扱うことが適当である財団法人日本ゴルフ協会（以下「協会」という。）が主催する競技会及びその予選に相当する協会加盟の地区連盟が主催する競技会に参加するプロゴルファー以外の選手

2・3 [略]

（自動車取得税の減免）

第55条 [略]

（自動車税に係る不申告等に関する過料）

第64条 自動車税の納税義務者が前2条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

（鉦区税に係る不申告等に関する過料）

第69条 鉦区税の納税義務者が前条の規定によって申告し又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

（狩猟税の賦課徴収に関する申告の義務）

第85条の3 [略]

2 前項の申告書を提出すべき者が、法第700条の52第1項第2号の規定に該当するものであるときは、前項の申告書にその事実を証する市町村長の証明書を添付しなければならない。

（狩猟税に係る不申告に関する過料）

第85条の4 狩猟税の納税義務者が前条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

第42条の2 知事は、法第73条の2第7項、第73条の27第1項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第4項（第73条の27の4第2項及び第73条の27の6第2項において準用する場合を含む。）及び第73条の27の5第3項の規定により、不動産取得税額及びこれに係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

（県たばこ税の充当）

第42条の4 知事は、法第74条の14第2項の規定により県たばこ税額に相当する金額を還付する場合において、還付を受ける法第74条の9の規定によって県たばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき金額をこれに充当する。

（県たばこ税に係る不申告に関する過料）

第42条の5 申告納税者が正当な事由がなくて法第74条の10第1項から第3項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

（ゴルフ場利用税の税率の特例）

第45条 [略]

(1) [略]

(2) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民体育大会及び同大会の予選会に準じて取り扱うことが適当である財団法人日本ゴルフ協会（以下「協会」という。）が主催する競技会及びその予選に相当する協会加盟の地区連盟が主催する競技会に参加するプロゴルファー以外の選手

2・3 [略]

（自動車取得税の減免）

第55条 [略]

（自動車取得税に係る不申告に関する過料）

第55条の2 自動車取得税の納税義務者が正当な事由がなくて法第122条第1項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

（自動車税に係る不申告等に関する過料）

第64条 自動車税の納税義務者が前2条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

（鉦区税に係る不申告等に関する過料）

第69条 鉦区税の納税義務者が前条の規定によって申告し又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

（狩猟税の賦課徴収に関する申告の義務）

第85条の3 [略]

2 前項の申告書を提出すべき者が、法第700条の52第1項第2号又は第4号の規定に該当するものであるときは、前項の申告書にその事実を証する市町村長の証明書を添付しなければならない。

（狩猟税に係る不申告に関する過料）

第85条の4 狩猟税の納税義務者が前条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

附 則

20 前項に規定する住宅又は土地の取得が法第73条の24第1項若しくは第2項、法第73条の27の2第1項又は法附則第11条の4第1項、第3項若しくは第5項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例)

30 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から平成24年3月31日までの間に行われたときに限り、同条中「2年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅(以下「特例適用住宅」という。)」とあるのは、「3年(当該取得の日から3年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅(以下「特例適用住宅」という。))が新築されることが困難である場合として地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)附則第6条の17第4項で定める場合においては、4年)以内に特例適用住宅」とする。

35~37

附 則

20 前項に規定する住宅又は土地の取得が法第73条の24第1項若しくは第2項、法第73条の27の2第1項又は法附則第11条の4第1項若しくは第3項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例)

30 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から平成24年3月31日までの間に行われたときに限り、同条中「2年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅(以下「特例適用住宅」という。)」とあるのは、「3年(当該取得の日から3年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅(以下「特例適用住宅」という。))が新築されることが困難である場合として地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)附則第6条の17第2項で定める場合においては、4年)以内に特例適用住宅」とする。

(自動車取得税の非課税対象路線)

35 法附則第12条の2の2に規定する道府県の条例で定める路線は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、県からその運行の用に供する車両購入に係る補助金の交付を受けて取得した一般乗合用バスを運行の用に供する路線その他の規則で定める路線とする。

36~38

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条、第35条及び第39条の改正規定、第42条の4の次に1条を加える改正規定、第55条の次に1条を加える改正規定並びに第64条、第69条及び第85条の4の改正規定は、平成24年1月1日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県税条例(以下「改正後の条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、平成23年7月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

3 改正後の条例第45条の規定は、平成23年8月24日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、同日前におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

4 改正後の条例附則第35項の規定は、平成23年7月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第33号

宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

宮崎県港湾管理条例(昭和38年宮崎県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 港湾区域 法第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定による認可のあった区域をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 港湾区域 法第33条第2項において準用する法第4条第4項又は第8項の規定による同意又は届出のあった水域をいう。

<p>(2)・(3) [略] (指定管理者による管理) 第17条の3 知事は、必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、宮崎港マリーナ施設の管理を法人その他の団体で知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定の手続) 第17条の4 [略] 2 [略] 3 知事は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>第17条の5～第17条の8 [略]</p>	<p>(2)・(3) [略] (指定管理者による管理) 第17条の3 知事は、必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、宮崎港マリーナ施設の管理を法人その他の団体(以下「団体」という。)で知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定の手続) 第17条の4 [略] 2 [略] 3 知事は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により<u>内容の審査を行い、指定管理者の候補(以下「指定管理候補者」という。)</u>を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) [略] <u>(指定管理者の指定の手続の特例)</u> 第17条の5 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。 <u>(1) 前条第1項に規定する申請がなかったとき、又は同条第3項の審査の結果指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。</u> <u>(2) 指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。</u> <u>(3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき。</u> <u>(4) その他知事が特に必要と認めるとき。</u> 2 知事は、前項の規定により指定管理候補者を選定する場合には、当該団体に対し、前条第1項に規定する書類の提出を求めるものとする。</p> <p>第17条の6～第17条の9 [略]</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第34号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例(昭和39年宮崎県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理) 第15条の2 知事は、必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、別表第3に掲げる都市公園の管理を法人その他の団体で知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定の手続) 第15条の3 [略] 2 [略] 3 知事は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経</p>	<p>(指定管理者による管理) 第15条の2 知事は、必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、別表第3に掲げる都市公園の管理を法人その他の団体(以下「団体」という。)で知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定の手続) 第15条の3 [略] 2 [略] 3 知事は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により<u>内容の審査を行い、指定管理者の候補(以下</u></p>

て指定管理者を指定するものとする。

(1)～(4) [略]

「指定管理候補者」という。)を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1)～(4) [略]

(指定管理者の指定の手続の特例)

第15条の4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。

(1) 前条第1項に規定する申請がなかったとき、又は同条第3項の審査の結果指定管理候補者となるべき団体がなかったとき

(2) 指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

(3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき。

(4) その他知事が特に必要と認めるとき。

2 知事は、前項の規定により指定管理候補者を選定する場合には、当該団体に対し、前条第1項に規定する書類の提出を求めるものとする。

第15条の4～第15条の7 [略]

第15条の5～第15条の8 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第35号

都市計画法施行条例の一部を改正する条例

都市計画法施行条例（平成15年宮崎県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第19条第1項ただし書の規定に基づき、<u>開発行為の規制を行う規模を定めるものとする。</u></p> <p>(開発行為の規制を行う規模)</p> <p>第2条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）の規定に基づき、開発行為等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(開発行為の規制を行う規模)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(<u>条例で指定する土地の区域</u>)</p> <p>第3条 <u>法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない規則で定める大規模な既存の集落の区域のうち、市町村長の申出に基づき、法第78条の規定により置かれる宮崎県開発審査会の議を経て知事が指定する区域とする。</u></p> <p>2 <u>何人も、前項の規定により指定された区域のうち、環境の保全上、防災上及び通行の安全上支障がないものとして規則で定める土地以外には建築物の建築を行うことはできない。</u></p> <p>3 <u>知事は、第1項の規定による区域の指定（以下「区域指定」という。）をしたときは、規則に定めるところにより、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。</u></p> <p>4 <u>知事は、市町村長の申出に基づき、区域指定をした土地の区域の変更又は指定の解除を行うことができる。</u></p> <p>5 <u>第1項及び第3項の規定は、前項の規定による区域の変更又は指定の解除の場合に準用する。</u></p>

	<p>(<u>条例で定める予定建築物等の用途</u>)</p> <p>第 4 条 法第34条第11号に規定する条例で定める予定建築物等の用途は、<u>建築基準法（昭和25年法律第 201号）別表第 2（い）項第 1号に掲げる住宅（一戸建てのものに限る。）で他人に譲渡し、又は使用させることを目的としない自己の居住の用に供するもの以外の用途とする。</u></p> <p>(<u>建築物の制限</u>)</p> <p>第 5 条 区域指定をした土地の区域において建築物を建築しようとする者は、<u>当該建築物について、敷地面積の最低限度、建ぺい率その他の規則で定める基準を守らなければならない。</u></p> <p>(<u>規則への委任</u>)</p> <p>第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則で定める。</u></p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 9 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第36号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年宮崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第74条 知事は、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により、県営住宅並びに共同施設及び地区施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を法人その他の団体で知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第75条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 知事は、第 1 項の規定による申請の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第74条 知事は、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により、県営住宅並びに共同施設及び地区施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を法人その他の団体（以下「団体」という。）で知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第75条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 知事は、第 1 項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により<u>内容の審査を行い、指定管理者の候補（以下「指定管理候補者」という。）を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(<u>指定管理者の指定の手続の特例</u>)</p> <p>第76条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>前条の規定にかかわらず、同条第 3 項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。</u></p> <p>(1) <u>前条第 1 項に規定する申請がなかったとき、又は同条第 3 項の審査の結果指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。</u></p> <p>(2) <u>指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。</u></p> <p>(3) <u>地方自治法第 244条の 2 第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき。</u></p> <p>(4) <u>その他知事が特に必要と認めるとき。</u></p> <p>2 知事は、前項の規定により指定管理候補者を選定する場合には、<u>当該団体に対し、前条第 1 項に規定する書類の提出を求めるものとする。</u></p>

第76条～第80条 [略]

第77条～第81条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第37号

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例（平成17年宮崎県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第11条 管理者は、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2 第3項の規定により、施設の管理を法人その他の団体で管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 管理者は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第11条 管理者は、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2 第3項の規定により、施設の管理を法人その他の団体（以下「団体」という。）で管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 管理者は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により<u>内容の審査を行い、指定管理者の候補（以下「指定管理候補者」という。）を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(指定管理者の指定の手続の特例)</u></p> <p>第12条の2 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する申請がなかったとき、又は同条第3項の審査の結果指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。</p> <p>(2) 指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。</p> <p>(3) 地方自治法第 244条の2 第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき。</p> <p>(4) その他管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 管理者は、前項の規定により指定管理候補者を選定する場合には、当該団体に対し、前条第1項に規定する書類の提出を求めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第38号

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例

教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(指定管理者が管理を行う教育関係の公の施設)	(指定管理者が管理を行う教育関係の公の施設)

第 4 条 教育委員会は、必要があると認めるときは、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、別表第 2 に掲げる教育関係の公の施設の管理を法人その他の団体で教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第 5 条 [略]

2 [略]

3 教育委員会は、第 1 項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1)～(4) [略]

別表第 1 (第 2 条関係)

区分及び名称	位 置
学校	
[略]	
特別支援学校	
[略]	
県立都城さくら聴覚支援学校	[略]
県立延岡ととろ聴覚支援学校	延岡市土々呂町 5 丁目 2085 番地
県立延岡わかあゆ支援学校	同 松山町 1 番地の 1
同 高千穂校	西臼杵郡高千穂町大字三田井 12 34 番地
[略]	
同 小林校高等部	[略]
県立延岡たいよう支援学校	延岡市櫛津町 3427 番地の 31
[略]	
県立児湯るびなす支援学校	[略]

第 4 条 教育委員会は、必要があると認めるときは、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、別表第 2 に掲げる教育関係の公の施設の管理を法人その他の団体（以下「団体」という。）で教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第 5 条 [略]

2 [略]

3 教育委員会は、第 1 項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により内容の審査を行い、指定管理者の候補（以下「指定管理候補者」という。）を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1)～(4) [略]

(指定管理者の指定の手続の特例)

第 5 条の 2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第 3 項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。

(1) 前条第 1 項に規定する申請がなかったとき、又は同条第 3 項の審査の結果指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。

(2) 指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

(3) 法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき。

(4) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により指定管理候補者を選定する場合には、当該団体に対し、前条第 1 項に規定する書類の提出を求めるものとする。

別表第 1 (第 2 条関係)

区分及び名称	位 置
学校	
[略]	
特別支援学校	
[略]	
県立都城さくら聴覚支援学校	[略]
[略]	
同 小林校高等部	[略]
[略]	
県立児湯るびなす支援学校	[略]
県立延岡しろやま支援学校	延岡市野地町 3 丁目 3477 番 2 号
同 高千穂校	西臼杵郡高千穂町大字三田井 12 34 番地

別表第 3 (第 6 条関係)					別表第 3 (第 6 条関係)						
施設	基準				備考	施設	基準				備考
	区分	単位	金額				区分	単位	金額		
[略]	[略]				[略]	[略]	[略]				[略]
宮崎県御池少年自然の家	[略]					宮崎県御池少年自然の家	[略]				
宮崎県体育館	本館競技場	入場料等を徴収しない場合	1 団体 1 時間につき アマチュアスポーツに利用するとき 児童・生徒の団体 その他 の団体 アマチュアスポーツ以外に利用するとき	1,230 円以下 1,930 円以下 7,840 円以下	1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。 2 「児童・生徒」とは、学校教育法第 1 条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者をいう。 3 1 つの団体が競技場の一部を独占して利用する場合の利用料金は、当該金額の欄に掲げる金額に、競技場の 3 分の 2 以下の面積を利用するときは 3 分の 2、2 分の 1 以下の面積を利用するときは 2 分の 1、3 分の 1 以下の面積を利用するときは 3 分の 1 を乗じて得た額（100 円に満たない端数があるときは、その端数は						
		入場料等を徴収する場合	1 団体 1 日につき アマチュアスポーツに利用するとき 児童・生徒の団体	1 人 1 日当たりの入場料等の最高額に 100 を乗じて得た額以下（1 人 1 日当たりの入場料等の最高額							

				<p>に 100 を乗じて得た額が13,530円に満たない場合にあっては、13,530円以下)</p> <p>その他の団体</p> <p>1人1日当たりの入場料等の最高額に100を乗じて得た額以下(1人1日当たりの入場料等の最高額に100を乗じて得た額が21,230円に満たない場合にあっては、21,230円以下)</p> <p>アマチュアスポーツ以外に利用するとき</p> <p>1人1日当たりの入場料等の最高額に100を乗じて得た額以下(1人1日当たりの入場料等の最高額</p>	<p>100円とする。)以下とする。</p> <p>4 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。</p>			
--	--	--	--	---	---	--	--	--

			に 100 を乗じ て得た 額が86 ,240円 に満た ない場 合にあ っては 、86,2 40円以 下)							
別館第1競技 場	1 団体1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に利用 すると き 児童 ・生 徒の 団体 その 他の 団体 アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す るとき	260円 以下 520円 以下 1,990 円以下	1 「児童・生 徒」とは、学 校教育法第1 条に規定する 学校（大学及 び高等専門学 校を除く。） に在学する者 をいう。 2 1つの団体 が競技場の一 部を独占して 利用する場合 の利用料金は 、当該金額の 欄に掲げる金 額に、競技場 の3分の2以 下の面積を利 用するときは 3分の2、2 分の1以下の 面積を利用す るときは2分 の1、3分の 1以下の面積 を利用すると きは3分の1 を乗じて得た 額（100円に 満たない端数 があるときは 、その端数は 100円とする 。）以下とす る。 3 1時間を単 位とする利用 料金の額を計 算する場合に おいて1時間 に満たない端							

				数があるときは、その端数は1時間とする。
別館 第2 競技 場	専用で の利用 の場合	1団体1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	180円 以下 360円 以下	1 「専用での 利用の場合」 とは、10人以 上の団体で利 用する場合を いい、「専用 での利用でな い場合」とは 、9人以下の 団体（個人を 含む。）で利 用する場合を いう。 2 「児童・生 徒」とは、学 校教育法第1 条に規定する 学校（大学及 び高等専門学 校を除く。） に在学する者 をいう。 3 1時間を単 位とする利用 料金の額を計 算する場合に おいて1時間 に満たない端 数があるとき は、その端数 は1時間とす る。
	専用で の利用 でない 場合	1団体（ 個人を含 む。）1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体（ 個人を 含む。 ） その他 の団体 （個人 を含む 。）	100円 以下 190円 以下	
別館 第3 競技 場	専用で の利用 の場合	1団体1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	180円 以下 360円 以下	
	専用で の利用 でない 場合	1団体（ 個人を含 む。）1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体（ 個人を 含む。 ） その他 の団体 （個人 を含む 。）	100円 以下 190円 以下	
屋外人工登は ん壁		1団体1 時間につ		

		き 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	100円 以下 190円 以下					
屋内 人工 登は ん壁	団体が 利用す る場合	1団体1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	100円 以下 190円 以下					
	個人が 利用す る場合	1人1時 間につ き 児童・ 生徒 その他 の者	40円以 下 80円以 下					
会議室		1時間 につき	150円 以下	本館競技場と併 せて利用する場 合の利用料金は 、無料とする。				
附帯 設備 器具 (利 用に 要す る消 耗器 材は 含ま ない 。)	浴室・ シャワ ー(温 水) ボクシ ング用 具 アマ チュ ア用 その 他	1時間 につ き 同 同	550円 以下 200円 以下 2,550 円以下	1 1時間を単 位とする利用 料金の額を計 算する場合に おいて1時間 に満たない端 数があるとき は、その端数 は1時間とす る。 2 持込電気器 具用電気の利 用料金は、当 該電気器具に 表示された電 力に1キロワ ット未満の端 数があるとき は、1キロワ ットとして算 定する。				
	電光表 示盤	同	120円 以下					
	ボーダ ーライ ト	1列1時 間につ き	380円 以下					
	スポッ トラ イト	1台1時 間につ き	220円 以下					
	フット ライ ト	1列1時 間につ き	380円 以下					
	放送設 備(マ イクロ フォン は2本 とする 。)	1時間 につ き	480円 以下					
	携帯用	同	60円以 下					

テーブ レコー ダー		下
ピアノ	同	600円 以下
バレエ ボール 用具	1組1時 間につき	60円以 下
バドミ ント ン用具	同	60円以 下
ハンド ボール 用具	同	60円以 下
テニス 用具	同	60円以 下
バスケ ットボ ールゴ ール		
固定 式	同	60円以 下
移動 式	同	100円 以下
ウエイ トリフ ティン グ用具	同	100円 以下
跳箱	1時間に つき	60円以 下
トラン ポリン	同	100円 以下
レスリ ングマ ット	同	100円 以下
卓球用 具		
競技 専用	一式1日 につき	4,405 円以下
競技 専用 以外	1台1時 間につき	60円以 下
体操用 具		
競技 専用	一式1日 につき	3,300 円以下
競技 専用 以外	1種目1 時間につ き	60円以 下
柔道畳	一式1時 間につき	600円 以下
長机	1時間に つき	10円以 下
椅子		

		1人 掛け	同	10円以 下	
		3人 掛け	同	10円以 下	
		フェン シング 用具	一式1時 間につき	100円 以下	
		バドミ ントン ホバコ ート	1時間に つき	360円 以下	
		ハンド マイク	同	50円以 下	
		レコー ドプレ ーヤー	同	60円以 下	
		その他 の器具 類	同	60円以 下	
		持込電 気器具 用電気	1キロワ ットにつ き	220円 以下	
宮崎県 ライフル射撃 競技場	エア-ライフル射場	1人2時 間まで	中学校 及び高 等学校 (中等 教育学 校を含 む。) 生徒 その他 の者	125円 以下 235円 以下	1 時間超過の 場合は、超過 時間1時間に つき、当該利 用料金の額に 2分の1を乗 じて得た額を 加算する。 2 1時間に満 たない端数が あるときは、 その端数は1 時間とする。
	スモールボア ライフル射場	1人2時 間まで	高等学 校(中 等教育 学校後 期課程 を含む 。) 生徒 その他 の者	185円 以下 360円 以下	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中県立延岡しろやま支援学校に関する部分は平成24年1月1日から、別表第1の改正規定（県立延岡しろやま支援学校に関する部分を除く。）及び別表第3の改正規定は平成24年4月1日から施行する。

宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第39号

宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例

宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例（平成21年宮崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 経済的理由により修学困難な高等学校等生徒の教育機会の確保を目的として、私立の高等学校の生徒の授業料減免措置に係る補助事業（以下「<u>授業料減免事業</u>」という。）及び宮崎県育英資金貸与条例（昭和49年宮崎県条例第51号）第2条に規定する育英資金の高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は専修学校（高等課程に限る。）に在学する者に対する貸与事業（以下「<u>奨学金事業</u>」という。）に係る資金の拡充を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県高等学校等生徒修学支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、第1条に規定する授業料減免事業及び奨学金事業に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 経済的理由により修学困難な高等学校等生徒の教育機会の確保に資するとともに、東日本大震災により被災した幼児、児童及び生徒に対する就学等の支援を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県高等学校等生徒修学支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。